



鳥羽への定住を応援します

鳥羽市では、
本市に定住していただく
若者や若者夫婦を応援するため、
要件を満たして定住するかたに
「鳥羽の定住応援事業奨励金」を交付しています。

問い合わせ先

企画財政課企画経営室 ☎ ②5 1 1 0 1

🌐 <http://www.city.toba.mie.jp/kikaku/teijuu/shoureikin.html>

申請書は、企画財政課のほか、ホームページからもダウンロードできます。

交付を受けるための要件は？

- ▶ 本市への定住を目的に、本市に住宅を新築、または購入により取得したかた（賃貸または売却を目的として住宅を取得したかたを除く）
- ▶ 当該住宅に居住を開始した日において、本人または配偶者のいずれかが満40歳以下であるかた
- ▶ 平成24年4月1日から平成25年3月31日までに対象住宅に居住し、かつ、対象住宅の所在地住所が住民基本台帳に記録されたかた
- ▶ 当該住宅の所有者が共有による場合は、所有権を2分の1以上有するかた（若者夫婦世帯は、夫婦の所有権を合算した持分が2分の1以上）
- ▶ 奨励金の申請時において、交付対象者およびその世帯員などに、市に納付すべき市税などに滞納がないかた

住宅の対象要件と交付額は？

対象要件		交付額
区分	価格要件	
交付対象者が市内建築業者を元請使用した新築住宅を取得した場合	左記の住宅の取得価格が500万円以上のもの（同住宅と同時に取得した土地の購入費を含む）	50万円
交付対象者が上記に定める新築住宅以外の新築住宅を取得した場合		30万円
交付対象者が中古住宅を取得した場合	左記の住宅の取得価格が300万円以上のもの（同住宅の改修費用および同住宅と同時に取得した土地の購入費を含む）	20万円